

ギー・ド・リュジニャンのクーデター

八 塚 春 児

【要約】 十字軍研究の中で、エルサレム王国史は重要な分野をなしている。周知の如く、エルサレム王国は第一回十字軍に際して建設され、以後数次に亘って繰り返される十字軍の遠征も、多くはその救援要請に応じて召集されたものである。一二九一年のアッコン陥落まで約二〇〇年間存続したこの王国は、ハッティーンの戦いを境に二期に分けられ、屢々前期を「第一王国」、後期を「第二王国」と呼ぶ。本稿で扱うギー・ド・リュジニャンのクーデターは、第一王国末期に起こった王位を巡る紛争である。

第一王国末期史を覆う党争の頂点とされるこの事件、それに続くのがハッティーンの敗戦とサラディンによる征服であり、王国の大部分は失われ、第一王国は滅亡する。本稿では、この紛争の背景やその実態等を説明して行くのが課題になる。

史林 六一巻六号 一九七八年二月

はじめに

一一八七年七月四日、エルサレム王ギー・ド・リュジニャンは王国の全軍を率いてサラディンのイスラム軍と戦い、大敗北を喫した。ハッティーンの戦いと呼ばれるこの敗戦で、国王は捕虜になり、短期間の内に王国の大部分はサラディンによって征服される。救援要請のためティルス大司教が西方に派遣され、第三回十字軍が組織されることになる。この十字軍は一応の成果を収め、一一九二年のリチャードⅢサラディン協定により、聖地は当面の安定を得た。これ以後のエルサレム王国を「第二王国」と呼び、ハッティーンの敗戦までを「第一王国」と呼ぶ。^①

ハッティーンの戦いの敗因については、作戦上の誤りを指摘するのが通例であり、その背景にはエルサレム王国内部の

不統一があった。具体的には、ギー・ド・リュジニヤンの即位を巡る紛争であり、直前に一応の和解が行なわれたものの、まだ対立は尾を曳いていたようである。事件そのものの詳述は後に行なうが、この紛争の原因については、一般に「バロン党」「宮廷党」と呼ばれる貴族間の二党派の対立を挙げるのが定説となっている。そして両派の性格についても、ほぼ共通の理解ができてゐる。即ち、「バロン党」とは王国の初期に到来し、既に数代を経た所謂「土着者」であり、一方「宮廷党」とは「新来者」である。両派に属する人名についても凡その合意ができており、前者はレーモン・ド・トリポリ、ボードゥアンとバリアンのイブラン兄弟、ルノー・ド・シドン以下の所謂土着バロン達、ギヨーム・ド・ティル及び王太后マリア・コムナと王女イザベル、後者はアモリーとギーのリュジニヤン兄弟、ルノー・ド・シャティヨン、ジョスラン・ド・クルトネー、エルサレム総大司教ヘラクリウス、テンブル騎士団総長ジェラール・ド・リドフォール及び母后アニェス・ド・クルトネーと王女シビルである。そして、前者が領土保全のためにムスリムとの和平政策を主張したのに対し、後者は領土欲に満ちた攻撃的冒険家であったことから、対立が生じたとするのが一般的であり、その他に、個人的怨恨なども重視される。^④

こうした党派対立に至る背景をより詳細に考察しようとする時、J. Prawerの研究が重要である。彼は一二世紀、特にその前半を中心として、貴族層の発展をあとづける中から、国王ーバロン関係の変化を考察した。^⑤

まず、それまでの通説であった所謂「純粹封建制論」を批判し、初期の王権が比較的強力であったことを主張する。第一回十字軍の後、聖地に残留した騎士はブイヨン家の家臣を中心とする少人数であり、それ以後に到来して定着した者も大部分はヨーロッパでの祖先が殆ど知らない下層の騎士達であった。そして、彼等のもたらした政治的伝統は、公権力が強く、内部の政治的統一が緊密であった北仏の公国単位でのそれであった。土地の授封はボードゥアン一世の時に開始され、裁判権の付与により領国が成立する。こうして最初の約三〇年間に貴族階級が形成されるが、この時代は絶えざる戦争状態によってその性格が規定されており、領主家系とその所領は不安定であった。一方、移民促進期であるこの時期

の特色は、初期の立法中における女子・傍系親相統権の承認や封の複数保有の禁止等に現われている。

しかし、時代の経過と共に領主層は安定し始める。即ち、継承は恒常化し、家系は持続性を得、世襲領への家族の固定化が生ずる。一方、植民は飽和状態に近付き、王領の割譲による新領主の創出が行なわれるが、それもアモーリー一世時代に終了する。そして、後述するジョスラン・ド・クルトネーの領国を除いて、王国の封建地図は一一五〇年頃に確立した。それと共に、初期の継承法の改廃や寡婦の後見権に関する規定の修正により、上級貴族の封集積と閉鎖化が進展する。そして、一二世紀の第三四半世紀には、王国の重要な二四の領国は約一〇人の領主によって保有され、しかも彼等の属する家系の数は更に少なく、かつ婚姻等により密接に結びついているという状態が生ずる。かかる上級貴族は王国内の権力闘争を開始し、一方、対外的には一種の「民族意識」 *sentiment national* の保護者となって、全ての新来者を侵入者・異邦人と看做す。そして、このような貴族層の分解に従い、下層には無名の騎士大衆が形成される。彼等は、大部分が単独で、或いは一〇二名の家臣を率いて奉仕する騎士であり、土地封を保有する者は殆どなく、大多数は貨幣封である。しかも、その額は僅少で、直属領主への強い従属を余儀なくされる。

こうした状況を踏まえて、*Prætor* は彼の主要な論点の一つとも言える *Assise sur la ligece* (以下 *ASL* と略) の問題に入っていく。そして最後にこれ以後の時代を短く要約して、ボードゥアン四世とそれに続く混乱期に王権は崩壊し、唯一残ったものは門閥 *ligages* であったと結ぶ。

以上のような *Prætor* の所説において、*ASL* の問題は彼の最も力点を置く所であり、むしろ、それまでの分析はそこに集束して行くと言え言いが得るが、本稿では、さしあたり *ASL* の問題は論ずる必要はないであろう。確かに *ASL* のものは重要な課題であるが、*Prætor* も指摘している如く、それが実際に問題になるのは一一九八年のラウール・ド・ティベリアドの追放事件からであり、他は全て一三世紀に属している。*Prætor* 自身も主として論じているのは一三世紀におけるその影響についてであり、第一王国期に関しては、*ASL* 発布期と重なるアモーリー一世即位時の事情のみであ

る。^⑦

従って、本稿にとって興味深いのは、むしろその前提となる貴族層の発展の解明、特に、彼が付随的に指摘した新来者の問題であろう。即ち、新来者は富裕な女相続人と結婚することによってのみ土地を獲得し得るといふ情況が生じており、上級貴族の閉鎖化に伴って、彼等との間に紛争が生ずるといふのである。そして、Praver は例としてマナセ・ディエルジュ、ミロン・ド・ブランシー、ルノー・ド・シャティヨン、ギー・ド・リュジニャンを挙げている。^⑧この内、マナセ・ディエルジュは少し時代を遡るが、後の三人については本稿に直接関連があり、この指摘は甚だ重要である。しかし、Praver はそれ以上の詳論をしていない。しかも、ミロン・ド・ブランシーの場合、エティエンネットとの結婚が彼の暗殺に直接関係していたかどうかは不明であり、一方、ルノー・ド・シャティヨンの場合は彼女との結婚に問題は生じていないようである。確かに、ギー・ド・リュジニャンに関してはこの説明は当てはまり、クーデター事件の発端が彼とシビルの結婚にあったことは周知の所であるが、ただ、この場合は王位の帰趨という別の大きな問題が不可分の要素として関わっており、少し性格を異にするように思われる。

そこで、次に取り上げるのは Riley-Smith の見解である。^⑩彼は、ミロン・ド・ブランシーに関するギョーム・ド・テイルの叙述に着目する。即ち、ミロン・ド・ブランシーが君辺より他の諸侯を遠ざけ、王国の業務を専断していたとする部分である。ここから、Riley-Smith は集権化を計る国王が外部から導入した顧問達と旧来のバロン達との対立を一要素として示唆する。そして、ルノー・ド・シャティヨン、ジョスラン・ド・クルトネー、アモーリー・ド・リュジニャン等、ボードゥアン四世を取り巻くサークルが冒険家よりむしろ“royalists”^⑪からなっていたかどうか調べねばならないとする。

この視点は極めて興味深い。確かに、Praver による A S L 解釈にもかかわらず、一方で強力な王権を行使したと考え得る側面を持つアモーリー一世下に急速な抬頭を遂げたミロン・ド・ブランシーについては、こうした説明は一定程度肯

定し得るであろうし、ボードゥアン四世初年における事件をそれへの反動として解釈することも可能であろう。ただ、一三歳で即位し、その時既に癩病に冒されていたボードゥアン四世が、果してアモーリー一世と同様の政策を続行し得たかどうかについては疑問が残り、実際、Riley-Smith 自身、上記の問題設定に必ずしも十分に答えていないように思われる。Riley-Smith は他の二つの要素として、サラディンの脅威下に強力な支配が必要であったこと、ボードゥアン四世の病氣により、彼の姉妹シビルとイザベルの王位継承を巡って紛争が生じることを挙げ、むしろこの二つの要素に両派の対立を結びつける形で論述がなされて行く。^⑬そこにおいては、ミロン・ド・ブランシーに関して論ぜられたような「royalists」の概念を用いて事実経過を整理するという方法は必ずしも取られている訳ではない。そして、結局、もしギーの暗愚とレモン^⑭の野望がなかったならば問題は起こらなかったかもしれないという結論に帰着する。

以上の如く、二党派の対立そのものに関しては凡その合意ができてはいるものの、両派の性格や対立の原因については、まだ必ずしも完全に解明されているとは言えないように思われる。以下においては、事実経過に即して紛争の具体相を探って行く中から、こうした問題について考察して行きたいと思う。その際、まず最初に、問題となる個別的な諸事件を正確に把握しておく必要がある。上述の如く、この時代については二党派の対立を指摘するのが定説であると言い得るが、にもかかわらず、全過程を通じての個々の事件を両派對立の中に正確に位置づけることは、必ずしも行なわれて来なかった。後述する如く、こうした単純な両派對立の図式には問題があるのだが、次章ではとりあえずそうした図式をそのまま受け入れた上で、ボードゥアン四世即位よりハッティーン^⑮の戦いに至るまでの諸事件を説明しておく。

主要な史料は、ギヨーム・ド・ティルの年代記とその「続篇」所謂 *Estoire d'Eracles* ^⑯である。この内、前者については、作者ギヨームが所謂「バロン党」の支持者であるとは言え、既にその史料的价值に関して定評があり、従って、本稿ではその叙述がとぎれる一一八四年頃までを主としてこれに拠る。問題はそれ以後の時代であり、この時期については後者を用いざるを得ない。ところが、後者は数種類に及ぶ異本の多さによっても知られる如く、史料としての価値が必ずし

も確立しておらず、使用に際して甚だ注意を要する。ただ、これについては最近 M. R. Morgan の研究があり、それによれば、問題の一一八四(五)～一九七七年の部分は作者に擬せられるエルヌールの目撃者としての報告である故に信憑性が高い。そして、現在では失われてしまったが、エルヌールが実際に書いたと考えられる原年代記は、その部分に関して異本の内 d 本 (Lyon 本) の中に最もよく反映している。しかし、Morgan を指摘する如く、d 本は完全な形での公刊がまだなされておらず、RHC が底本に用いているのは a-b 本 (Colbert-Fontainebleau 本) である。ただ、RHC は諸本の異同を脚注の形で指摘しており、かつ、特に長い異同の場合は別のテキストとして挙げているため、d 本を参照することはある程度可能である。本稿では RHC を用いるが、本文と脚注の d 本とに異なる場合は、d 本にも十分考慮を払うことにする。

① こうした呼称は便宜上のもので、必ずしも確立している訳ではなく、例えば J. L. La Monte は「一十四年及びその最初の王国」
「一十四～一三三〇年とその移行年」
「一三三〇年以後の second kingdom」
と述べている。J. L. La Monte, *Federal Monarchy in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1100 to 1291*, 1932, rep. 1970 (以下 *Federal Monarchy* と略)。尚、本稿で用いる「ヨアンサレム王国」とは、エディッサ伯領、モンテオキア公領、トリポリ伯領を含める狭義の語である。

② 後の所謂アモリー二世であるが、史料に出るアモリー一世の原綴りはラテン語で Amalricus、古仏語で Amauric、Amauris 等であり、一方、アモリー・エ・リオンニヤンの方はラテン語で Almericus (H. aymericus)、古仏語で Haimeric、Haymeris、Heymeris 等である。従って両者は明白に相違しており、リオンニヤンの方はむしろ「エムリー」と表記すべきであろう。手許にあった主な研究書を瞥見した所では、両者を同じ表記にしているのは R. Röhricht, Ge-

schichte des Königreichs Jerusalem (1100-1291), 1898, rep. 1966; W. B. Stevenson, *The Crusaders in the East*, 1907; La Monte, *Federal Monarchy*; S. Runniman, *A History of the Crusades*, 1951-1954, rep. 1971; H. E. Mayer, *Geschichte der Kreuzzüge*, 1965, rep. 1973 等の表記を愛用している。K. M. Setton, ed., *A History of the Crusades* (以下 H. C. と略), 1955-, rep. 1969; J. Prawer, *Histoire du Royaume Latin de Jérusalem*, traduit par G. Nahon, 1969-1970; do., *The Latin Kingdom of Jerusalem, European Colonialism in the Middle Ages* 1972 等の。いかなる見解に最も近い表記を愛用するか一般的傾向に懸念を覚える。J. Riley-Smith は *The Knights of St. John in Jerusalem and Cyprus, c. 1050-1310*, 1967 及び同書と Amalric と綴っている。最近の *The Federal Nobility and the Kingdom of Jerusalem, 1174-1277* (以下 *Federal Nobility* と略), 1973 以前の著者は Amalric と綴る。Almery と綴る風は書きわけづる。本稿ではそれに従って、いかなる場合でも、

ただ、邦語文獻では従来よりフモーリーに統一されて来ており、筆者もそれを使用しているため、とりあえず本稿では従来通りの表記に統一する。

- ⑤ A. C. Krey, "William of Tyre, the Making of an Historian in the Middle Ages", *Speculum*, XVI, 1941, p. 157; J. L. La Monte, "The Lords of Sidon in the Twelfth and Thirteenth Centuries", *Byzantion*, XVII, 1944-1945, pp. 195-196; Runciman, *op. cit.*, II, p. 405; M. W. Baldwin, "The Decline and Fall of Jerusalem, 1174-1189", Setton, ed., *H. C.*, I, PP. 592, 598, 602; H. E. Mayer, *op. cit.*, S. 125.

- ⑥ Runciman, *op. cit.*, II, pp. 405-406.

- ⑦ J. Præwer, "Les premiers temps de la féodalité dans le royaume latin de Jérusalem—une reconsidération—", *Tijdschrift voor rechtsgechiedenis*, XXII, 1954; do., "La noblesse et le régime féodal du royaume latin de Jérusalem", *Le moyen âge*, LXV, 1959 (以下「Noblesse」参照)。

- ⑧ Præwer, "Noblesse", p. 70.

- ⑨ 因みに、ASLの発布は、周知の如くフモーリー一世紀初年に起ったものである(発端はフモーノン三世の末年と考えられる)。J. Richard, "Pairie d'Orient latin: les quatre baronies des royaumes de Jérusalem et de Chypre", *Revue historique de droit français et étranger*, 4^e ser. XXVIII, 1950, pp. 76-77; Riley-Smith, *Fiefdom and Nobility*, p. 34) ショートル・ム・ムンが家臣から封を没収した事件を契機として、キモーム・ム・ティールの年代記 *Historia rerum in partibus transmarinis gestarum* (以下 W. T., *Historia* 参照) 'Recueil des historiens des croisades, Historiens occidentaux' (以下 *RCH Occ* 参照), I 237 の事件に言及している。尤も、キモーム

一度この頃、西欧に留学中であつた故に知らなかったとも考えられる。Riley-Smith も ASL については一章を設けて論じているが、やはり著筆後述の一九八八年以後である。Riley-Smith, *Fiefdom and Nobility*, pp. 145 ff.

- ⑩ Præwer, "Noblesse", p. 57.

- ⑪ ショートル・ム・ムンが国王文書でシモン・の領主として登場するのは一七四年四月一日と七月三日である (R. Röhricht, ed., *Regesta regni Hierosolymitani* (MXXCVII-MCCXCII) (以下 *Regesta* 参照), 514, 517, pp. 136, 137) だが以前にはその称号を併せている(但し後文書の発布がある 496 を除く) 所から見て、確かにシモン・ムン・の結婚を通じてのシモン・の獲得が、彼の暗殺の直前であったことは推測し得るが、それ以上のことはいふな。一方、彼は既に一六八八年からセネシャルとして登場している (*Ibid.*, 449, p. 117) 以前から王国内で重要な地位を占めたことが知られる。又、キモーム・ム・ティールはシモンの略歴を述べる際には彼の結婚の事やそれを通じてのシモン・の獲得のことに触れているが、特にそれに関して意見は述べていない。そして、キモームの列挙するシモンに就する諸侯達の不満の中に、暗殺に対する見解の中にもやはり含まれている。W. T., *Historia*, XXI, 3-4, *RCH Occ*, I, pp. 1007-1010.

- ⑫ Riley-Smith, *Fiefdom and Nobility*, p. 103.

- ⑬ "royalist" として、家臣に就く Præwer は述べている。J. Præwer, "Estates, Communities and the Constitution of the Latin Kingdom", *Proceedings of the Israel Academy of Sciences and Humanities*, II, 1966, rep. F. L. Cheyette, ed., *Lordship and Community in Medieval Europe*, 1968, rep. 1975, p. 377. だが、やはり明確な性格規定を伴って用いられている。

- ⑭ キモーム・ド・ティールにも次のような一節が見られる。".....non

erat tuta omnino subsectorum opulencia: ad quorum exhaurienda patrimonium, sumpta qualibet levi occasione, frequentius recurrebat". W. T., *Historia*, XIX, 2, *RHC Occ*, I, p. 886.

⑬ Riley-Smith, *Feudal Nobility*, pp. 103 ff.

⑭ *Ibid.*, p. 112. この事件を個人的資質に帰し、法制的にはあきま問題にならざる見方は、既に La Monte, *Feudal Monarchy*, p.

一 事実経過の整理

1 レーモン・ド・トリボリのバイイ時代

一一七四年七月一日、アモーリー一世が没し、四日後に当時二三歳であった息子のボードゥアン四世が塗油・戴冠された。その時宮廷の実権を握っていたのはミロン・ド・プランシーであり、シャンパーニュ出身の彼はアモーリー一世に信任されてセネシャルに登り、オンフロワ三世の寡婦エティエンネットとの結婚によってモンレアルの領主であった。これに対し、トリボリ伯レーモン三世が王国の *procuratio* と国王の保護とを要求した。その主たる理由は、彼がボードゥアン四世の最近親であること、及び臣下の中で最も富強であることであった。彼を支持したバロンとしてギョームが挙げているのはコネタブルのオンフロワ・ド・トロン(二世)、ボードゥアンとバリアンのイブラン兄弟、ルノー・ド・シドンである。結局、ミロン・ド・プランシーは暗殺され、レーモンにはバイイ職が与えられて事件は落着するが、この事件において注目すべき点として、Riley-Smith は次の二点を挙げている。即ち、一つはバイイ職が王の最近親に帰するとう、所謂 *plus droit heir apparent* の議論がエルサレム王位に関しては初めて現われたことであり、今一つはレーモンの支持者として挙げられたバロン達の名前から知られる如く、後のバロン運動の父祖と看做される党派が形成されたことである。確かに、一一七九年に没するオンフロワ二世を除けば、当のレーモンを始めとして所謂「バロン党」の中心メンバーはすべて出揃っている。

35 に見えよ。

⑮ *L'Étoile de Eracles emperor et la conquête de la Terre d'Orient* (以下 *Eracles* 省略), *RHC Occ*, II.

⑯ M. R. Morgan, *The Chronicle of Ernoul and the Continuations of William of Tyre*, 1973. 本書については拙稿による紹介『史料』六〇巻四号、一九七七年、一六七～一六八頁参照。

以後、ボードゥアン四世が成人する一一七六年頃までレーモンのバイイ時代が続く。この期間は特に問題になる事件は生じていない。ギョーム・ド・ティルは一一七四年中にシャンスリエになり、翌一一七五年六月八日にはティルス大司教になる。^⑤これは一応「バロン党」の優位を示す例とも考えられるが、一方で、この間に後の「宮廷党」の主要メンバーが次々と登場し始める。即ち、一一七五～七六年頃、長くアレップに捕虜となっていたルノー・ド・シャティヨンとジョスラン・ド・クールトネーが釈放され、^⑥間もなくジョスランはセネシャルになる。^⑦ルノーはエティエンネットとの結婚によってモンレアルを獲得し、^⑧一一七七年後半のエジプト遠征計画に際しては、拒絶したフランドル伯に代わってバイイに任ぜられた。^⑨

2 ボードゥアン四世親政時代

ルノー・ド・シャティヨンのバイイ職はエジプト遠征計画に關してのみであつたらしく、一一七七年一月二五日のモンジザールの戦いにはボードゥアン四世が自ら出陣している。^⑩以後一一八三年までバイイは置かれず、国王の親政が続くが、この時期は「宮廷党」の興隆期であり、それと共に対立も顕在化し始める。最初に問題になるのはシビルの結婚問題であり、そしてこれこそ六年後のクーデター事件への出発点である。

ボードゥアン四世は病氣のため嗣子がなく、彼の没後は王位が彼の姉妹であるシビルとイザベルに、従つて彼女達の夫に移行することは明白になっていたが、当面問題になるのは姉のシビルである。^⑪既に一一七六年秋、シビルはモンフェラ侯の息子ギョーム・ロングエペーと結婚していたが、彼は翌一一七七年六月、既に後のボードゥアン五世を身籠もつていた彼女を残して病没した。^⑫次に選ばれたのはブルゴーニュ公であり、一一七九年三月の第三ララン公会議出席のために派遣された聖職者団の内、アッコ司教が結婚の交渉に当たった。ブルゴーニュ公は一旦は同意したが、結局、約束を果たさなかった。^⑬この交渉がまだ続行されている間に登場するのがギョーム・ド・リュジニャンである。

ギョーム・ド・ティルによれば、事件の経過は次の通りである。一一七九年後半～一一八〇年初頃、^⑭アンテリオキア公

ボエモン三世とトリポリ伯レーモン三世が軍隊を率いて到来した。病気が日々悪化しつつあったボードゥアン四世は彼等の篡奪意図を疑い、シビルに結婚を急がせる。そして他により適切な人物がいたにもかかわらず、習慣に反して復活祭にギー・ド・リュジニャンとシビルを結婚させた。ボエモンとレーモンは自分達の到来が疑われたことを知り、帰郷する。^⑮

これによれば、ギーが登場した原因はボエモンとレーモンの到来に対する国王の疑惑であり、彼等の「篡奪計画」に対して抗して急遽結婚が行なわれたことになる。しかし、もしそうだとすると、彼等の「篡奪計画」とはギーとシビルとの結婚によって無効になり得るようなものでなければならぬが、この段階でそれは如何なるものであり得たのだろうか。Riley-Smith はレーモン自身がシビルと結婚する意図を持っていたという *Gesta regis Henrici secundi* の叙述に言及して、ボードゥアン四世の行動がそのような計画を無効にするためであったことはあり得るとしている。^⑯ しかし、*Gesta regis Henrici secundi* の叙述は曖昧であり、この時の事を指しているとは断定できない。^⑰ しかも、その編者である W. Stubbs も脚注で指摘している如く、レーモンは一一七四年以来エシヴ・ド・ガリレーと結婚しており、この段階におけるシビルとの結婚は考えられない。結局、ギョームの叙述からはギーの結婚を巡る背景が明確にならないが、それはギョームがこの事件の間不在であり、詳細な事情を知らなかったからであろう。^⑱ そこで次に考察すべきものは、所謂「エルヌールの年代記」である。

Morgan の研究によれば、この年代記は編者 Mas-Latrie がエルヌールの名を冠したにもかかわらず、実際にはコルビエ修道院の会計官ベルナルの編集したものであり、エルヌールの原年代記はその一史料に過ぎない。但し、エルヌールの原年代記の冒頭の一八五年の部分は Mas-Latrie 編に見られるような略本 *abrége* 系の中に最も良く反映しているという。^⑲ 従って、一一八〇年前後のこの事件については、ギョームの欠を補う史料として用いることが可能であろう。

それによれば、ブルゴーニュ公との交渉が続けられている頃、シビルはボードゥアン・ディプランとの恋に陥っていた。しかし婚約がなされる前に、ボードゥアンはマルジュアユーンの戦い（一二七九年六月一〇日）に捕えられ、彼が釈放され

た時、シビルは、彼が莫大な身代金の債務を負っている故を以って結婚を拒否した。そこでボードゥアンはコンスタンティノーブルへ赴き、皇帝からそれを求めた。皇帝はそれを支払い、ボードゥアンは帰郷したが、その時にはシビルは既にギーと婚約していたのである。

この話は甚だ興味深いが、問題はその信憑性である。ギョーム・ド・ティルはこれに全く言及しておらず、それどころか、これと齟齬をきたす叙述をさえている。即ち、ギョームによれば皇帝マヌエルが没した頃に、従って一一八〇年秋に、ボードゥアンは身代金を求めてコンスタンティノーブルにいたというのである。^②そして、Röhrich も指摘しているように、*Regesta* への登場によってもこれは確認し得る。従って、エルヌールの叙述は必ずしも全面的に信用することはできない。ただ、エルヌールはバリアン・ディブランに仕えていた人物と考えられる故に、ボードゥアン・ディブランに關しては詳細な情報を得ることができる立場にあり、その信憑性を否定し去ることもできない。この故に、考え得ることは、一つはギョーム・ド・ティルが思い違いをして、一一七九年秋―一一八〇年初のことを一年ずらしてしまったことである。ギョームのクロノロジが必ずしも正確ではないことは夙に指摘されている。^③*Regesta* への登場に關して言えば、確かにボードゥアンはこの期間登場しないが、バリアン・ディブランも同様に登場しておらず、それだけで王国における不在を示すことにはならないであろう。しかも、ボードゥアンは一一八〇年四月二八日以前においても、一年余り登場しておらず、一一七九年六月一〇日の捕囚後、比較的早期に釈放されたとするならば、エルヌールの述べる通り、この間にコンスタンティノーブルへ行っていたと考えることも可能であろう。

これに対して、一一八〇年秋にボードゥアンがコンスタンティノーブルにいたというギョームの指摘に信を置くならば、少なくともエルヌールの後半部分は否定されざるを得ない。しかし、その場合でもボードゥアン・ディブランとシビルとの結婚計画全体を否定する必要はないであろう。実際の経過がエルヌールの述べる通りではなかったにせよ、この段階でボードゥアンとシビルとの結婚が計画されたとしても必ずしも不自然ではない。既に一一七七年秋頃、弟のバリアンは王

太后マリア・コムネナと結婚しているのであり、イブラン家と王家との更なる結びつきはあり得ぬことではなかっただろう。^②

もし、このボードゥアン・ディブランとシビルとの結婚計画を事実として受け入れるならば、この間の事情はより明確になる。ギヨームの叙述ではその目的がはっきりしなかったアンテオキア公とトリポリ伯の武装南下も、この結婚計画を支援するためであったと考えれば理解が可能である。レーモンとイブラン兄弟との結びつきは既に彼のバイイ職要求に際して認められた所であり、ボエモンとボードゥアン・ディブランの関係も後述する如くである。従って、国王ボードゥアン四世がシビルの結婚を急いだのは、この計画を阻止するためであったことになる。

ギーとシビルの結婚が、イブラン王朝樹立という「バロン党」の計画に対する一種のクーデターであったこと、従って、これにより国王周辺と「バロン党」とがかなり陰悪な関係にならざるを得なかったことは以下の経過にも現われている。即ち、この事件の直後、国王はサラディンと休戦条約を締結しているが、サラディンはその後トリポリ領に侵入してその地をかなり激しく劫掠している。^③確かにアンテオキアやトリポリが独自の外交権を有し、国王の休戦条約がトリポリには及ばなかったことによってこれは説明し得るが、一方で、やはり国王とレーモンとの冷戦状態を示す一例ともなり得るであろう。実際、レーモンは以後二年間王国へは来ない。^④又、イブラン兄弟は一一八二年二月二十四日まで共に国王文書に副署人として登場しないが、これも彼等が宮廷より疎外されていた故と考えることができるであろう。

尤も、この間における「宮廷党」の優位を示す例として常に挙げられるのは、一一八〇年一〇月のエルサレム総大司教選挙であり、ギヨーム・ド・ティルはこれに敗れ、ヘラクリウスが選出される。^⑤同じ頃オンフロワ・ド・トロロン四世と王妹イザベルとの婚約が行なわれた。^⑥Runciman はこれを国王による両派和解の試みと考えており、一方、Nicholson は「宮廷党」の攻勢に対する「バロン党」側の対抗措置であったと考えている。^⑦

次の事件は一一八二年初に起こったレーモン・ド・トリポリ入国拒否事件である。ギヨームによれば、レーモンが二年

間の不在の後ティベリアドに關して王国に到来した時、母后アニエスとジョスラン・ド・クールトネー等は国王にレーモンの篡奪意圖を示唆し、それを信じた国王はレーモンに入国を拒絶した。レーモンはやむなくトリポリに帰ったが、これが諸侯達に知られた時、彼等は仲介の努力を行ない、ついに国王とレーモンは和解するに至る。^⑤ギヨームは諸侯達の名前を挙げていないが、M. W. Baldwin が推測する如くイブラン兄弟やルノー・ド・シドンであったとすれば、これは「バロン党」の一定の巻き返しと考えることができるであろう。それは *Regesia* によつても傍証され、以後暫くの間レーモンは国王文書の副署人中に俗人の筆頭で登場する。^⑥しかし、これによつて形勢が逆転した訳ではなく、次のギー・ド・リュジニャンのバイイ職就任により「宮廷党」の優位は頂点に達する。

3 クーデター事件への道

一一八二—一一八三年はサラディンによる大攻勢が開始された時期であるが、一一八三年夏頃、王国の全軍がセフォリアに布陣していた時、ボードゥアン四世は病状が悪化し、失明・四肢腐爛の状態になった。そこでギー・ド・リュジニャンがバイイに任ぜられ、国王は王位とエルサレム市と金一〇〇〇〇の年収のみを確保して、一定の条件下に残りの全権をギーに委託した。^⑦国王の近い死が予感されていたこの段階にあつて、このことはギーを彼の後継者に確定することを意味しており、これは、この数年来の「宮廷党」興隆の頂点を示すものと言ひ得るであろう。

しかし、半年も経ない内に形勢は逆転する。一一八三年秋、王国の全軍はトゥバニア泉にサラディンと対陣し、この時は結局衝突なしに両軍は撤退した。^⑧その直後、突然ギーはバイイ職を剝奪される。ギヨームが挙げている理由は、一つはトゥバニア泉の対陣におけるギーの優柔不断であり、今一つは国王がエルサレムとティルスの交換を求めたのに対し、ギーが不本意の態度を示したことである。そしてギーから王位継承の希望を奪うため、シビルとギヨーム・ロングエペーとの間に生まれていたボードゥアン五世が、同年一月二〇日に塗油・戴冠された。^⑨更に、ギーとシビルの離婚さえ検討され始める。ボードゥアン五世の戴冠を助言した諸侯としてギヨームが挙げているのはアンティオキア公ボエモン、トリポ

リ伯レーモン、ルノー・ド・シドン、イブラン兄弟であり、その前のギーのバイイ職剝奪に関しても、彼等の関与を想定することは可能であろう。La Monte も指摘している如く、ボードゥアン五世の戴冠は法的根拠が薄弱であり、上記の諸侯の名前から知られる如く、これは明白に「バロン党」のクーデターであったと考えるべきである。

これによって両派の力関係は一挙に逆転し、これ以後ギーはアスカロンに籠城する。これが一種の反乱であったことは確実であり、国王はギーの所領であったヤッファを占領し、一方ギーは国王の保護下にあったベドゥインを掠奪する。こうした情況下に、レーモン・ド・トリポリにバイイ職が提供された。^⑤

レーモンのバイイ職就任に関しては *Eracles* の中に二通りの叙述がなされている。即ち、一つは XXIII, 2 の中にボードゥアン四世の遺言という形で見られるものであり、今一つは XXIII, 4 で述べられているものである。^⑥ この二つの叙述の内、前者はレーモンに王位の可能性を与えている故に甚だ興味深いが、ただ、この章はギョーム・ド・ティルの年代記の最終章を翻訳した前章 XXIII, 1 との結びつきが明確ではなく、以前の事件を要約した次章 XXIII, 3 と共に、別人の手によって挿入された印象を与える。むしろ XXIII, 4 の冒頭の表現の方が、XXIII, 1 末尾の叙述により適合的に結びつき得るように思われ、かつ、XXIII, 4 は、ボードゥアン五世の保護がジョスラン・ド・クルルトネーに委ねられたこと、及びベイルトがレーモンに与えられたことを述べる次の XXIII, 5 にも直接続いて行く。そして、教皇以下の協議に関する規定は、ギーのクーデター時の叙述とも照応している。実際、大多数の研究書は後者の叙述を採用しているようである。ただ、レーモンの王位への望みはジャック・ド・ヴィトリの年代記にも見られ、^⑦ XXIII, 2 に述べられるような噂が一般に存在していたか、或いは一時期ボードゥアン四世が実際にこうした遺言を出したということも考え得る。少なくとも、後述するギーのクーデターに対するレーモンの執拗な抵抗を見る時、彼が固執していたのが単なるバイイ職以上のものではなかつたのかと疑うことも可能である。但しそれ以上の穿鑿は無用であろう。いずれにせよこの時の規約はギーのクーデターによって無効になってしまふ。むしろここで確認されることは、この間の諸事件がギーの

クーデターに先行する所のレーモンを中心に行なわれたクーデターであり、しかもギーのそれ以上に無理な方法で遂行されたことである。Riley-Smith も指摘する如く、^⑤ ボードゥアン五世に対するバイイ権は、一一七四年にレーモン自身が主張した原則に従って最近親たるシビルにあり、彼女が夫ギーと共にバイイ職に就くべきであった。又、ボードゥアン五世が没すれば王位は自動的に彼等に帰する筈である。XXIII, 4に見られるボードゥアン五世没後の処置についての規約がこうしたシビルとギーの権利を破棄するための方法であったという Riley-Smith の主張は、もし XXIII, 4 の叙述に信を置くとするならば、受け入れられ得るであらう。

かくしてギーの側からの反撃は必至であり、その機会はボードゥアン四世と五世の相次ぐ死によってもたらされる。

4 ギー・ド・リュジニヤンのクーデター

一一八五年、ボードゥアン四世はその闘病の生涯を終えた。レーモンのバイイ下に幼少のボードゥアン五世が即位するが、彼もあとを追うようにして没する。かくして、ギー・ド・リュジニヤンのクーデターが開始される。その経過は *Etardes* に詳述されているが、これについては既によく知られているため、紙幅の都合により具体的な内容は省略する。^⑥ ここでは、この時ボードゥアン・ディブランが王国を退去し、アンティオキアで歓迎されたという叙述に注目しておく。ともかく、このクーデターにより情勢は再び逆転し、ギーは国王になり、最終的にはバロン達はギーのもとに帰参する。以後、レーモンはティベリアドに籠城してサラディンと結び、抵抗を続ける。この事件が一一八三年の「バロン党」のクーデターに対する逆クーデターであったことは明白であり、しかも、Riley-Smith が指摘する如く、^⑦ 法制的にも実際の勢力の上からも、それは必ずしも無理な行為ではなかった。シビルの継承権は本来問題がなく、イザベルを対抗させる計画の方がはるかに無法であった。又、「宮廷党」は少人数のように見えるが、Riley-Smith が両派の動員し得る騎士数を計算した所では、その勢力は伯仲している。更に Runciman も指摘する如く、^⑧ シビルの側は主要な海港を確保していた。

5 ハッティーンの戦い

ギーのクーデターはバロン達の帰参により一応の落着を見たが、紛争はまだ完全に解決したとは言えず、レーモンはティベリアドに籠城したままであった。元の「バロン党」は決してレーモンから完全に離反した訳ではなく、それは、ギーのティベリアド攻撃計画に対するバリアン・ディブランの諫言、及び一一八七年復活祭後のエルサレム会議におけるバロン達の助言にも見られる。ともかく、これに従って和平の使節が派遣され、クレソン泉の戦いを契機にギーとレーモンは和解することになる。^⑧

こうして、漸く王国に統一が戻って来たが、実際には両派の対立はハッティーンの戦いにまで持ち越されていたようであり、それは戦いの種々の局面において見られる。^⑨

最初の事件はセフォリ泉における作戦会議である。Eracles によれば、会議ではレーモンの主張によりこの地に野営したまま行動に移らないことが決定されたが、その日の夜中にテンプル騎士団総長ジェラル・ド・リドフォールが国王を訪れ、レーモンの叛逆の意図を示唆して、国王に即時出陣の命令を出させたという。^⑩そして、この作戦変更が敗戦の重要な一因になったとされている。

ジェラルルのこの行動については、Eracles に述べられる彼のレーモンに対する私怨^⑪から説明するのが普通であるが、作戦を巡るこの対立には、それ以上のものが含まれているように思われる。確かに Runciman が指摘する如く、一一八三年のトゥバニア泉での対陣がそうであったように、レーモンの主張に従ってセフォリ泉を動かずにいたならば、サラディンとの衝突は避けられたかも知れない。^⑫しかし、前述の如く、まさにそのトゥバニア泉の対陣こそ、ギーが優柔不断と判断されてバイイ職を剝奪される理由の一つになったものであったことを忘れてはならない。レーモンの慎重策に従えば、四年前と同じ情況が作り出される恐れが存在したのであり、実際、レーモン派がそれを画していたと考えることも不可能ではない。勿論、レーモンの慎重策が正当なものであり得たことはその後の経過からも十分に認められ得る。しかし、そ

の場合にはギーはディレンマに陥らざるを得ない。結局、ギーとしては四年前の苦い経験を繰り返さない方を選んだのであり、一夜にして作戦が変更され、後世「無謀」の烙印を押されることになる強硬策にギーが踏み切った理由も、こうした背景の中で説明すべきであろう。

かくして、ハッティーンの戦いは十字軍側の大敗北に終わった。この戦いで捕虜になった主要な人物は、国王ギーとアモリーのリュジニャン兄弟、ルノー・ド・シャティヨン、オンフロワ・ド・トロネ、ジェラルド・ド・リドフォール等であり、一方、脱出した人物は、レーモン・ド・トリポリとその四人の息子、アンティオキア公の息子レーモン、ジョスラン・ド・クルトネー、バリアン・ディブラン、ルノー・ド・シドンである。戦闘中の行動そのものについては従来から色々と論ぜられているが、特にこの地の領主として作戦に重要な役割を果たし、かつ脱出者の一人でもあるレーモン・ド・トリポリのイスラム側への内通の疑惑については、西欧側の多くの史料がそれを主張しているにもかかわらず、今日では概ね否定されているようである。^⑤

しかし、*Eracles* に見えるレーモンの脱出情況の叙述はこの疑惑を十分に晴らし得ないし、その少し前には五人の騎士がサラディンに投降する叙述があり、彼等はレーモンの配下であったとされているのである。^⑥ 内通者に関しては、*Gesta regis Henrici Secundi* に収められているジェノア人の教皇ウルバヌス三世宛書簡にも見られ、そこでは騎士の人数は六人になっている。彼等が誰に属していたかは明確にされていないが、騎士の一人が *Teodicius de Tabaria* と呼ばれていることから、やはりレーモン配下であったことを推測させる。^⑦ さすれば、レーモン自身に内通の疑惑がかけられても必ずしも不自然ではないであろう。

しかも、より注目すべきことは、上に挙げた捕虜と脱出者との名前である。一見して、そこに整然たる区分があることに気が付くであろう。ジョスランを除けば、脱出者にはかつての「バロン党」の主要メンバーが顔を揃えており、一方、捕虜になったのは、アモリーを除いて全員ギーのクーデターに際して名前を見えていた人物である。特に、最初はバロ

ン党に属しながら、途中からギーの下に走ったオンフロワ・ド・トロロンが捕虜になっていることなど、明らかに偶然の結果とは言い切れないものを感じさせる。やはり、旧「バロン党」の側に、明白な内通ではなかったとしても、少なくとも戦線離脱の行為があったことを推測することは可能であろう。

以上、ボードゥアン四世の即位よりハッティーンの戦いに至る一三年間の事件経過を、所謂「宮廷党」対「バロン党」の対立の中に位置づける形で述べて来た。そこで、次にはこの党争の性格を説明しなければならないが、それについての一応の通説は既に前述した所である。次章では、この問題について更に詳細に考察するため、それぞれの派に属するとされる主要な人物について個別的に検討する。その際の重要な史料として、*Regesta regni Hierosolymitani* に収められている国王文書の副署人の名前を用いる。

エルサレム王国の国王文書中に現われる人名については、従来より年代記の記述を確認するための史料として頻用されて来た。ただ、その有効性についての本格的な研究はまだなされていないようである。しかし、発行者であるシャンスリエについて見ても、例えばギョーム・ド・ティルは不在中（一二七八年一月～一二八〇年七月六日）にも八つの文書で発行者として登場しており、その職務がかなり形式化していたことがわかる。従って副署人の名前についても疑う必要が生ずるが、ただ、例えば副署の形式化を考える場合に重要な官職との関係を詳細に考察した場合、必ずしもそこに特定の規則性は見出せない。ここでは、一例として王国の主要な官職であるセネシャルとコネタブルについて検討して置く。

アモーリー一世からアンリ・ド・シャンパーニュに至る諸王^⑥が発した文書の総数は八三（偽文書の疑いがある496, 578, 650を除く）であり、その内、セネシャル（以下Sと略）とコネタブル（同じくCと略）の両方或いはいずれか一方が副署している文書は五四である。この内SとCとが両方揃っているのは二〇であり、文書総数の約四分の一に過ぎない。残り三四はどちらか一方が副署している例であるが、Sのみが一七、Cのみが一七であって、丁度相半ばしている。又、S

とCとの序列について言えば、両者の揃っている二〇の内、SがCより先に副署しているのが七、CがSに先んじているのが一三であり、ややCの方が優勢であるが、両者の間に明確な序列関係は認められない。むしろ、序列は官職でなく、その官職にあった人物に関係しているように思われる。

これにより、国王文書にとって、SとCの副署は必ずしも必要とされておらず、その序列も一定していないことがわかる。又、いずれか一方が副署している場合の数が同数であることから、副署人としての重要性もほぼ均等であったことを推測させる。詳細な論述は省略せざるを得ないが、官職とは別に、個々の副署人の登場回数やその序列を考察しても、そこにはかなり激しい移動が見られ、聖職者が俗人より先に署名していることぐらいを除いて、やはり規則性は感じられない。

従って、エルサレム王国では副署の形式化はあまり進展しておらず、その登場如何や副署順位が、個々の人物のその時々、政治的立場や勢力関係を一定程度反映していると考えられることもできるであろう。そして、それが実際に自署であったかどうかまでは今のところ確認できないが、その可能性はかなり高いと考えられ、少なくとも上のような意味で国王文書の副署を用いることは許されるのではないかと思われる。

- ① キュー・ド・リュジニャンの1173年の文書。W. T., *Historia*, XX, 31, *RHC Occ.*, I, p. 1001. 以下、Stevenson 以下、修正以来、今日では1174年に確定されている。Stevenson, *op. cit.*, pp. 213, 369.
- ② W. T., *Historia*, XXI, 3-5, *RHC Occ.*, I, pp. 1007-1010.
- ③ Riley-Smith, *Feudal Nobility*, p. 102.
- ④ W. T., *Historia*, XXI, 5, *RHC Occ.*, I, p. 1012; *Regesta*, 518, p. 138.
- ⑤ W. T., *Historia*, XXI, 9, *RHC Occ.*, I, p. 1020.
- ⑥ W. T., *Historia*, XXI, 11, *RHC Occ.*, I, p. 1023. 彼等の釈放のため
- ⑦ 以下、R. L. Nicholson, *Joselyn III and the Fall of the Crusader States, 1134-1199*, 1973, p. 63 n. 150.
- ⑧ シェンツェン *Regesta*, 537, p. 143 に於いて、捕囚後初めて国王文書に登場するが、その時既にヤネシヤルの称号を伴っている。
- ⑨ ヤネシヤル1177年11月にヤネシヤルの領主としてヤネシヤルに登場する。 *Regesta*, 551, p. 146.
- ⑩ W. T., *Historia*, XXI, 14, *RHC Occ.*, I, p. 1028. キュー・ド・リュジニャンの決定はヤネシヤル伯到来以前よりなされていたであろう。 "sicut et prius ante comitis introitum fecerat".
- ⑪ W. T., *Historia*, XXI, 22-23, *RHC Occ.*, I, pp. 1041-1045. 彼

Nicholson はノールム攻囲に關してルノー・ド・シヤチーモンを登場せしむる。Nicholson, *op. cit.*, pp. 82-83. しかしこれは恐らくキミームの言う「アンティオキア公」をルノーに比定したためであり、ルノー自身はモンジザールの戦いで國王が率いた、ロモン中に名が見えつゝゐる。ノールム攻囲のアンティオキア公は前後の文脈からも明らかにキミーム三世であらう。

⑪ シュルはホーマダブノ四世の同族の姉であらう。W. T., *Historia* XXI, 2, *RHC Occ.* I, p. 1006.

⑫ W. T., *Historia*, XXI, 13, *RHC Occ.* I, pp. 1025-1026.

⑬ W. T., *Historia*, XXI, 26, 30, *RHC Occ.* I, pp. 1049-1050, 1059.

⑭ キミームは前巻を改むて「また同じ語」Eodem quoque tempore としてゐるだけであり、一七九九年後半のちうごも受け取れるが、以下の叙述からは、ボエキン、レーキンの到来と結婚の行なわれた復活祭との間にあまり間隔があつてゐないふうにも見え、一八〇年に入つてゐたことを考へられる。

⑮ W. T., *Historia*, XXII, 1, *RHC Occ.* I, pp. 1062-1063. 近キミームの結婚とこの研究報告の意見は Nicholson, *op. cit.*, p. 88 n. 206 参照。

⑯ Riley-Smith, *Feudal Nobility*, p. 106.

⑰ W. Stubbs, ed., *Gesta regis Henrici secundi Benedicti abbatis* (古本 *Gesta r. Henrici II* 全書), vol. I, pp. 359-360.

⑱ キミームは第三ラタラン公會議出席のため一七八年一〇月に出発し、キミームに戻つたのは一八〇年七月六日であらう。W. T., *Historia*, XXI, 26, XXII, 4, *RHC Occ.* I, pp. 1049, 1068.

⑲ L. de Mas-Latrie, ed., *Chronique d'Ernoult et de Bernard le Trésorier*, 1871. 近キミームの人物を述べたものは、本誌では Runciman, *op. cit.*, II, p. 423 及び W. H. Rutt de Collenberg, "Les

Premiers Ibelins", *Le moyen âge*, LXXI, 1965, pp. 464-465 における引用を参照。

⑳ Morgan, *op. cit.*, *passim*.

㉑ W. T., *Historia*, XXII, 5, *RHC Occ.* I, pp. 1069-1070.

㉒ Rohricht, *op. cit.*, S. 390 Ann. 3.

㉓ ホードマンは一一八〇年四月二八日 (*Regesta*, 593, p. 155) 以後、日付け不明の 597 を除けば、翌年九月一〇日 (*Regesta*, 603, p. 160) まで登場しない。そしてキミームによつて一緒にロモンスタンティーンに送られたと知られるシモン・ド・カール・ド・ボーヴィンが同様の結果を得た。

㉔ Morgan, *op. cit.*, pp. 41-44.

㉕ Krey, *op. cit.*, p. 164.

㉖ 一七九九年四月二日 (*Regesta*, 579, p. 154) 以後出ない。因にロレンソの方で一七九九年一〇月二日と一二月二四日の二度出ない。*Regesta*, 587, 588, p. 156.

㉗ W. T., *Historia*, XXI, 18, *RHC Occ.* I, p. 1035.

㉘ W. T., *Historia*, XXII, 1-3, *RHC Occ.* I, pp. 1063-1066.

㉙ W. T., *Historia*, XXII, 9, *RHC Occ.* I, p. 1077.

㉚ *Regesta*, 614, p. 163.

㉛ W. T., *Historia*, XXII, 4, *RHC Occ.* I, p. 1068. キミームは總て簡潔に記してゐる。Evacles, XXIII, 38-39, *RHC Occ.* II, pp. 57-61 には、その詳細な経過は知られる。大々 *Evacles* の叙述を全面的に信頼するに足らない。確かに Morgan は *Evacles*, XXIII, 11-16, 34, 38-39 及び *Evacles* の原年代記の一一八五年以下の部分から取らなかつたことを認めてゐる。Morgan, *op. cit.*, p. 134)。比較的有效性は期待してゐるにせよ、今述べた同時代人の意見によつて、參考とすることは避け得ない。今述べた *Evacles*, XXIII, 38 後半は

見えるエルサレム総大司教選挙における国王の特権に関する議論は、王国外の人物か或いは後世の人物の手になるような印象を与え、39におけるギヨーム毒殺説と共に、この部分の信憑性にはやはり問題が残る。

- 32 W. T., *Historia*, XXII, 5, *RHC Occ.* I, pp. 1068-1069.
- 33 Runciman, *op. cit.*, II, p. 424.
- 34 Nicholson, *op. cit.*, pp. 91-92.
- 35 W. T., *Historia*, XXII, 9, *RHC Occ.* I, pp. 1077-1079.
- 36 Baldwin, *op. cit.*, p. 596.
- 37 *Regesta*, 615, 617, 624, pp. 163, 165.
- 38 W. T., *Historia*, XXII, 14-24, *RHC Occ.* I, pp. 1087-1115.
- 39 W. T., *Historia*, XXII, 25, *RHC Occ.* I, pp. 1116-1117.
- 40 W. T., *Historia*, XXII, 26-27, *RHC Occ.* I, pp. 1119-1123.
- 41 W. T., *Historia*, XXII, 29, *RHC Occ.* I, pp. 1127-1128.
- 42 W. T., *Historia*, XXIII, 1, *RHC Occ.* I, p. 1133.
- 43 La Monte, *Feudal Monarchy*, pp. 31-32.
- 44 W. T., *Historia*, XXIII, 1, *RHC Occ.* I, pp. 1133-1134.
- 45 W. T., *Historia*, XXIII, 1, *RHC Occ.* I, p. 1134. キー・フ・リュージュマンの年代記は、この部分で、*Eracles* の主として *Eracles* に拠る。
- 46 *Eracles*, XXIII, 2, *RHC Occ.* II, p. 4.
- 47 *Eracles*, XXIII, 4, *RHC Occ.* II, pp. 6-7.
- 48 “……le conseil de ceauz, dont il avoient fait le seirement au tanz dou Roi Mezeau”, *Eracles*, XXIII, 17, *RHC Occ.* II, p. 27.
- 49 Jacques de Vitry, *The History of Jerusalem*, A. D. 1180, trans. by A. Stewart, *Palestine Pilgrims' Text Society*, 1896, rep. 1971, XCIII, p. 99.

- 39 Riley-Smith, *Feudal Nobility*, pp. 107-108.
- 40 *Eracles*, XXIII, 17-22, *RHC Occ.* II, pp. 25-34.
- 41 ただし、この問題が残るのは、彼の王国退去の時期である。*Eracles*, XXIII, 18 によれば、キーの戴冠は一一八六年九月半はであるが、*Regesta* によればボードゥアン・ディプランは既に同年十二月にアンティオキアの二つの文書に副署人として登場している。*Regesta*, 648, 649, pp. 171-172. その副署人中に、エルサレム王国の他のパロンの名前は見られない。ただし、649 の方の文書には “consilio et assensu ……Rainundi, comitis Tripolis” とアンティオキアの名を見えず、この時期に両者がアンティオキアを訪れていたことは考えうる。一方、キーの戴冠以後にはボードゥアンの名は一向にアンティオキアの文書に現れない。故に、*Eracles* が報告しているボードゥアンの王国退去の状況はフィクションである可能性も出て来る。彼の王国退去はクーデター事件以前に別の事情で行なわれたのかもしれない。尤もキーの戴冠を九月とする *Eracles* を疑うこともできる。確かに *Regesta*, 651 (一一八六年四月二十五日) に “Datum Balduino V rege” とあり、四月にはまだボードゥアン五世が生きているが、その前の *Regesta*, 650 (一一八六年三月七日) には既にキーが國王として登場している。普通は 650 の方を偽文書として扱うのだが、*Eracles* の叙述に確証がある訳ではなく、651 の方が誤っていることもあり得る。実際、650 の副署人の名前を見ると、クーデター直後の状況をよく捉えているように思われ、必ずしも偽文書とは断定できない。もし 650 が偽文書ではなかったとすれば、キーの戴冠は通説より半年程早く、一一八六年初頭にしなければならない。但し、この問題にこれ以上立ち入ることはできないし、少なくとも本稿では、むしろキーのクーデターの正確な日付は必要ならぬ。
- 42 Riley-Smith, *Feudal Nobility*, pp. 109-111.

- ④ Runciman, *op. cit.*, II, p. 447.
 ⑤ *Eracles*, XXIII, 24-25, *RHC Occ.* II, pp. 35-36.
 ⑥ *Eracles*, XXIII, 25-29, *RHC Occ.* II, pp. 36-45.
 ⑦ マンティーンの戦ひに關して *Eracles*, XXIII, 40 以下は、本が R の脚部に別のテキストとて記載されているため、その部分は主としてそれを用ひ、適宜本文を参照する。従つてマンティーンの戦ひの具體總てについては、諸史家の相違を整理した Runciman, *op. cit.*, II, Appendix II, pp. 486-491 を用ひる。
 ⑧ *Eracles*, XXIII, 35, *RHC Occ.* II, pp. 52-53.
 ⑨ *Eracles*, XXIII, 34, *RHC Occ.* II, pp. 50-52.
 ⑩ Runciman, *op. cit.*, II, p. 456.
 ⑪ *Eracles*, var. D, *RHC Occ.* II, pp. 65-66.
 ⑫ *Eracles*, var. D, *RHC Occ.* II, p. 65.
 ⑬ *Eracles*, var. D, *RHC Occ.* II, p. 69. シュメランの脱出について

二 諸侯の個別考察

所謂「バロン党」と呼ばれるものが、一般に「土着者」として性格づけられて来たことは前述の如くである。この見解は基本的には正しい。レーモン・ド・トリポリはかのレーモン・ド・サンジルの玄孫として第六代トリポリ伯であり、イブラン兄弟やルノー・ド・シドンも共に早くより王国に定着している家柄である。しかし、個々に見る時、その間には一定の差があることが明らかになって来る。

最初に考察するのは「バロン党」の統率的人物と考えられているレーモン・ド・トリポリである。彼はその名の示す如くトリポリ伯であり、彼が王国のバロンになったのはエシールヴとの結婚によりティベリアドの領主になったからである。實際、彼が王国の事件に介入するのはその結婚とほぼ時期を同じくしており、国王文書に副署人として登場するのもまた

- は史料に於いて異同があり、捕虜になったとする説もあるが、Nicholson が論議している如く、脱出したとする方が妥當なべし。Nicholson, *op. cit.*, p. 160 n. 336.
 ⑭ *Eracles*, var. D, *RHC Occ.* II, p. 73. 従つて *Eracles* 本文中では XXIII, 42, *RHC Occ.* II, p. 65 以下 シュメランを脱出者の全員が持つて歸つたとしている。
 ⑮ Runciman, *op. cit.*, II, pp. 486-489; Nicholson, *op. cit.*, p. 162 n. 336.
 ⑯ *Eracles*, var. D, *RHC Occ.* II, p. 64.
 ⑰ *Gesta r. Henrici* II, vol. II, pp. 11-12.
 ⑱ *Regesta*, 562, 577, 579, 582, 587, 588, 591, 593, pp. 150, 154-158.
 ⑲ コンスタンティン・ド・サンヒラント・ド・シヤンバリーは正式には国王に教えながら、イザベルとの結婚以後は事実上の国王と看做す。

同様である。^①尤も、副署に関する限りは、エシーヴの夫としてゴージェ・ド・ガリレーの後を継いだと考えれば必ずしも前の時代と断絶があるとは言えず、従って、これに関しては副署の比較はあまり有用とは言えない。しかし、少なくとも彼が外来者としての性格を併せ持っていたことは否定できないであろうし、就中、彼の場合はトリポリ伯という王国から独立した北方の大諸侯としての性格を見落としてはならない。それはギーとシビルの結婚に際してのボエモン三世との共同行動に現われているであろう。このアンティオキア公はボードゥアン五世の即位を巡る紛争に際しても名前が見えており、「バロン党」とこうした北方大諸侯との結びつきはボードゥアン・ディブランの王国退去においても見られた所である。しかし、このようなレーモンの特殊な立場は王国の他のバロン達との間に時として懸隔を生じざるを得なかったであろうし、ギーのクーデターに際してオンフロワ・ド・トロン擁立が失敗した後、バロン達が比較的容易にレーモンを見捨てたこと、そしてレーモンが孤立した抵抗を強いられたこと等は、そうした背景の下に理解すべきであろう。

次はルノー・ド・シドンである。シドン家及びその同族であるセザレー家については、*La Monte* に研究がある。^②それによれば、両家の共通の先祖であるウスターシュ・ガルニエは恐らく第一回十字軍直後に到来したフランドル出身の騎士であり、ボードゥアン一世に重用され、セザレーとシドンを授封された。やがて王国の最も重要なバロンの一人になり、一一二〇～一一二三年頃にはコネタブルになり、ボードゥアン二世捕囚に際してはバイイに選ばれている。彼の没後はシドンとセザレーを二人の息子が分割相続し、シドンはウスターシュ二世、ジェラルル、ルノーと伝えられて、ジェラルルの時ガルニエのかわりにシドンを名乗るようになった。この間、常に王国内で重要な役割を演じており、この意味でシドン家は本来的な「土着バロン」を代表するものの一つと看做すことができるであろう。事実、*La Monte* はルノー・ド・シドンを「一一八〇年から一一九二年の混乱時代に一貫してバロン党の路線に従った」と評価する。^③

しかし、詳細に紛争の過程を再検討する時、必ずしもそう単純には言い切れなくなる。確かにルノーは一一七四年のレーモン支持者であり、一一八三年のボードゥアン五世戴冠の助言者であり、ハッティーンの戦いでの脱出者である。しか

し、問題は一一八〇年後半―一一八二年初の期間である。前章での分析では、これはシビルの結婚問題を巡って「宮廷党」と「バロン党」との対立が最初に顕在化した時期であり、この間「バロン党」は宮廷より排斥されていた。このことは国王文書の副署からも確かめられ、この間はレーモンもイブラン兄弟も登場しない。しかるにルノーは頻りに登場している。彼の副署が単に形式的になされたものではないことは、次の段階と比較すれば明らかになるであろう。前述の如く、一一八二年の入国拒否事件を契機にレーモンは復権し、これとともに副署にもレーモンとイブラン兄弟が再び登場する。ところが、これと殆ど入れ替わるようにしてルノー・ド・シドンが副署から消えているのである。これにより、同じ「バロン党」であった筈のレーモン・イブランとルノーとが必ずしもこの時期には一致していなかったことが推測される。

そこで思い出すべきことは、一一八〇年の紛争の経過である。シビルの夫の候補者としては最初ブルゴーニュ公が挙げられ、その交渉が難行している時に、アンティオキア公とトリポリ伯の圧力を背景にボードゥアン・ディブランが登場し、これを急遽阻止する形でギーが現われたのであった。「バロン党」対「宮廷党」の図式では後二者をそれぞれに割り振ることになるが、問題はブルゴーニュ公である。彼の選定がバロン達の一致した所であったことはギョームの叙述からも知られ、この計画がまだ完全に破綻していないこの段階にあっては、この案は完全に捨て去られてはいなかったであろう。にもかかわらず、王国内のバロンたるイブラン家が北方大諸侯を背景にシビルの候補者として登場して来たのであり、ルノー・ド・シドンはイブランの計画に必ずしも同調できなかったのではないかと思われる。それが伝統にまでなっていたかどうかは確証はないが、先のギョーム・ロングエベールといい、更には昔のフルク・ダンジュールといい、エルサレム王国の女継承者の夫を西欧の諸侯より選ぶことにはある程度の了解があったのかもしれない。ギー擁立に際してルノー・ド・シドンがどのような役割を果たしたかは不明であるが、少なくともこの段階ではギーを支持した側に入っていた可能性があるのではないだろうか。前述の如く、M. W. Baldwin は一一八二年の事件に際してのレーモン支持者の中にイブラン兄弟と並んでルノー・ド・シドンを挙げているが、以上のことよりこれは疑わしく、確実なのはイブラン兄弟のみである

う。

そこで次はそのイブラン家であるが、これについては特にその初期よりこの時期までの時代に関して W. H. Rüdt de Collenberg に詳細な研究がある。^⑤ それによれば、後にはシャルトル子爵家の後裔を僭称するこの家は本来出自不明であり、恐らく南伊出身で、特に南伊ノルマン人起源が有力である。Rüdt de Collenberg が二世代とする初代 Parisenus は王国の初期に到来し、ヤッファのコネタブルという目立たない地位にあった。フルク・ダンジューの時イブランを受封されて、これが家名となる。彼の上昇の契機となったのはエルヴィ・ド・ラムラとの幸運な結婚であり、結婚時には三人いた彼女の兄弟が尽く絶えたことにより、その豊かな封がイブラン家の手中に入る。彼の子供がユーグ、ボードゥアン、バリアンの三兄弟であり、ラムラ領はまずユーグに、彼の没後はボードゥアンに伝えられた。通例、この三兄弟の段階でイブラン家は他の土着バロン達と肩を並べ、所謂「バロン党」の中心になって行くと考えられている。ただ、問題はその時期である。確かに、ユーグとアニェス・ド・クルルトネーとの結婚はイブラン家の上昇を示す一つの指標になるであろう。しかし、より注目すべき結果が得られるものとして、ここでは国王文書の副署人としての登場を考察する。

アモーリー一世時代の国王文書副署人とボードゥアン四世時代のそれを比較する時、そこには一定の変化が見出される。アモーリー一世時代には、文書総数二五の内、オンフロワ・ド・トロンの一五回^⑥を筆頭にガリレー家^⑦、セザレー家^⑧、シドン家等^⑨が登場頻度が高く、かつ彼等は比較的上位を占めている。これに対し、イブラン家はユーグ、ボードゥアン、バリアンの三兄弟ともそれぞれ二回^⑩ずつであり、かつ大部分は上記の家系より下位に位置している。一方、ボードゥアン四世時代には、総数二八の内、ルノー・ド・シドンの一回^⑪を例外として上記の家系は少数者になり、イブラン兄弟が上昇している。即ち、ボードゥアンは八回^⑫、バリアンは八回もしくは九回である。^⑬そして、この期の今一つの特徴は予想される如くにやはり所謂「宮廷党」の進出であり、ジョスラン・ド・クルルトネーが一回^⑭、ルノー・ド・シャティヨンが八回^⑮、アモーリー・ド・リュジニャンが九回^⑯、ギー・ド・リュジニャンが六回^⑰である。彼等はアモーリー一世時代には一度も登

場しておらず、この点では確かに土着バロンから区別される。しかし、問題はイブラン家であり、少なくともこれで見限りは、イブラン家はむしろ「宮廷党」と同様、新興勢力に近い性格を持っていたと言えるように思われる。

こうした個別考察を行なう時、所謂「宮廷党」の側も必ずしも一定の性格で把握できないことが明らかになる。まず、ハッティーンの戦いに直接の原因を与え、サラディンの刃にかかることになるルノー・ド・シャティヨンであるが、彼は捕囚によってアンティオキア公の地位を失い、その意味では確かに一般に主張される如く新来者に準ずる性格を持っていた。しかし、前述の如く、捕囚から解放されるや直ちにエティエンネットとの結婚を通じてモンレアルの豊かな封を獲得しており、これに関して特に問題は生じていない。そして、国王文書の副署もあまり明確な像を与えず、彼は一一七七年の初見以来、事件の推移とはあまり関わりなしに登場し、しかも、元アンティオキア公であった故か、殆ど常に俗人の筆頭或いはそれに近い位置にいる。事件の経過においても彼の立場は必ずしも明確ではなく、例えば、ギヨームの叙述では彼のイニシャティヴを感じさせるオンフロワ・ド・トロンとイザベルの婚約が持つ意味に関して、明快な解釈が困難であることなどにもそれは現われているであろう。確かに、彼はギョーのクーデターに際しては重要な役割を演じているが、それ以前の紛争においては殆ど目立った行動を取っていない。

次に問題になるのはジョスラン・ド・クールトネーである。彼については最近 Nicholson の詳細な研究が出た。^⑧ 周知の如く、ジョスランは祖父の代からのエデッサ伯として、一方でレーモンとも比肩し得る当地の名門である。一般に主張される如く、確かに本国エデッサは失われて既に久しく、自身も約一二年間の捕囚生活を経て、その意味では新来者としての性格をも併せ持っていた。しかし、彼もルノー・ド・シャティヨンと同じく捕囚からの解放後は順調であり、間もなくセネシャルになったのを始め、同じ頃結婚を通じて獲得した所領を中核に、所謂「ジョスランの領国」を形成して行く。こうした急速な抬頭は、当然「土着バロン」の反発を予想させるが、にもかかわらず、実際にはジョスラン自身を巡っての紛争は殆ど生じていない。セネシャル職はハッティーンの後まで持続して保持し、又、国王文書の副署人としての登場

も情勢の変化と殆ど関係がない。国王文書に關して彼の特徵と言えるものは、副署人としてよりも、むしろ彼に宛てられた文書が非常に多いことであり、その大部分は所謂「ジョスランの領国」形成に關係している。その場合、ギーの結婚を巡る紛争時やクーデター事件の直後にそれが見られるのは「宮廷党」としての彼の立場から理解できるとしても、問題はギーが排斥されてアスカロンに籠城中であった時期にもそれが続いていることである。

ボードゥアン五世はその短い在位中に三通の文書を發しており、いずれもレーモンが *Procurator* として同意を与えている。^⑨この中に、その前の段階では頻出していたリュジニヤン兄弟が見られないのは当然であるとしても、ジョスランは相変らず登場しており、特に三通の内二通まではジョスラン宛である。實際、この時ジョスランはレーモンのバイイ職と相並ぶ形でボードゥアン五世の保護を委ねられていたのであり、ギーのバイイ職剝奪事件に際して、ジョスランと「バロン党」との間に妥協が行なわれたことは明らかであろう。前章においてはギーの失脚事件を「バロン党」のクーデターとして捉えたが、その際「バロン党」が實際に問題にしていたのはリュジニヤン兄弟のみであり、この時ジョスランは最終的にはギーを棄てたのである。

しかし、次の段階ではジョスランは再びギーの側に立つて登場して来る。*Eracles* によれば、ギーのクーデターを始動したのはジョスランであり、*Nicholon* も主張する如く、クーデター直後にギーの發した三文書が彼に對するギーの報酬であったことは明らかであろう。^⑩ただ、事件の経過におけるジョスランの行動は他のクーデター実行者達とは少し異なっているようにも見え、又、ハッティーンにおいても脱出した側に入っていること等、彼についてはまだ解決すべき問題が残されている。^⑪

いずれにせよ、ジョスランは一一七六年にセネシャルとして登場して以来、情勢の激しい変転にもかかわらず常に宮廷の中心にいた人物であり、その背景に王権との密接な結びつき、特にアニエス及びその子供達との血縁關係が一つの重要な要素としてあったことは従来から一般に指摘されて来た所である。確かに、そうした王権との結合を常に持続させ得た

事実が彼を理解する上で必要であることは否定できない。ギーの失脚に際して「バロン党」と妥協したのも、母方の近親としてボードゥアン五世の保護を委ねられ得たからであり、ギーに固執する必要はなかったのである。しかし、ボードゥアン五世が没すればそうした情況は振出しに戻る。イザベルはマリア・コムネナの娘であり、再び彼はシビル及びその夫ギーと結んだのであろう。勿論、その際、彼がそうした重要な役割を果たし得た基盤として、所謂「ジョスランの領国」が一一八三年までにかなりの程度形成されていたことも忘れてはならないだろう。

或いは、Riley-Smith が示唆した如き“royalist”という概念で彼を捉える試みも考え得るかもしれない。確かに、王権と国王個人とは一応分離させて考えるべきであり、国王の病弱や幼冲は集権化政策と必ずしも相容れぬものではない。しかし、ジョスランの行動の中にそうした政策と結びつき得るものを見出すのは甚だ困難である。実際の所、ジョスランは自己の所領を集積すること以外は殆ど何もしていないように思われ、こうして形成された「ジョスランの領国」が王領解体の役割を果たすものであり得たことは、H. E. Mayer も指摘している所である^④。勿論、こうしたジョスランの立場を「宮廷党」と呼ぶことは可能であらう。しかし、次のリュジニャン兄弟と比較する時、やはり性格を異にしていると言わざるを得ない。

最後に考察するのはリュジニャン兄弟である。彼等の内、ギーはこの間の紛争の当事者であり、所謂両党派の対立も主として彼を巡って行なわれた故に、当然彼の動向が「宮廷党」のそれを体現しており、ここで論ずる必要はないであらう。彼が本来的な意味での新来者であったことも明白である。ただ、問題は従来あまり論ぜられることがなかった兄のアモーリーであらう。彼は一一七四年に国王文書初見であるが、次には一一七五年六月に一度出たきり、一一八一年まで全く姿を見せない。そして、その一一八一年三月一日の文書はギーが初めて登場する文書である^⑤。以後、アモーリーは常にギーと共に登場し、例えば一一八四年以降のギーがアスカロン籠城中の時期には、やはりギーと共に文書から姿を消しており、ギーのクレーダーによって同じく復帰する。そもそも、ギーが突然シビルの夫として登場したこと自体がアモーリーの面

策であったことは一般に認められている所であり、実際、それ以前よりアニエスの寵を受け、シャンペランとして王家と密接な関係を保ち得たと考えられるアモーリー以外にはその役割は考えられないであろう。彼が実際に政治の舞台に登場するのはギーとシビルの結婚によってであり、以後もギーと浮沈を共にする。むしろ、一一八〇年以後の諸事件におけるギーの行動の背後には、常にアモーリーがいたと考える方がより妥当であるかもしれない。

ただ、その場合一つ問題が残るのは、ギーのクーデター事件に際して *Eracles* の叙述にアモーリーの名が全く見えないことである。国王文書においては彼はギーのクーデター直後の三文書に、ルノー・ド・シャティヨンに次いで俗人の第二位で登場し、しかも、これらの文書がいずれもジョスランに関するものであることを考量すれば、アモーリーが彼等と共にクーデター事件に参画していなかったと考えることは困難であろう。さすれば、アモーリーに一切触れない *Eracles* の叙述を如何に解釈すべきであろうか。

これについては、*Eracles* の成立事情に一つの解答の鍵があるように思われる。前述した Morgan の研究によれば、この時期に関して *Eracles* の素材となったエルヌールの原年代記は一一九七年までのものであったらしい。もしそうだとすれば、それが書かれたのは一一九七年から程遠からぬ時代であろうし、それは一一九七―一二〇五年のアモーリー二世治世下であった可能性も十分に考えられる。もしエルヌールの原年代記の成立年代がアモーリー二世治下であったとすれば、現国王であるアモーリーを否定的に描くことは憚られたであろう。Morgan によれば、エルヌールの原年代記は問題の時期におけるイブラン家の行動を弁護するために書かれたのであり、必然的にギー一派はネガティブに描かざるを得なかった。その故に、実際にはアモーリーがクーデター事件に何らかの役割を演じていたとしても、彼を登場させる訳にはいかなかったであろう。かくして、エルヌールはアモーリーを叙述から故意に省いてしまったのではないかと思われる。

更に深く疑えば、ルノー・ド・シャティヨン、ジョスラン・ド・クルルトネー、ジェラルド・ド・リドフォール等、その段階で既に故人となっていた人々の行為の中には、実際にはアモーリーに帰すべきものが押しつけられている可能性さ

え考え得る。但し、そうした推測の域を出ないことを、ここでこれ以上論ずるべきではないであろう。

以上の考察より明らかになったことを、第一章での分析と総合して、ここでまとめておきたい。

第一章で見た如く、確かにこの間の紛争は「党争」という図式の中で把握できるように見える。しかし両派の内実はずしも一定ではなく、一般に主張される如き、土着者、新来者、及びそれに結びつけられる種々の性格付けも単純に適用する訳にはいかない。本来的な土着バロンと考えられるもので、この時代にも実際に活躍しているのはルノー・ド・シドンのみであり、しかも紛争の過程における彼の行動は所謂「バロン党」の概念に必ずしも常に一致する訳ではない。一方、明白に新来者として把握し得るのはリュジニャン兄弟のみであり、ジョスラン・ド・クールトネー、ルノー・ド・シャティヨン、レーモン・ド・トリポリ、イブラン兄弟などは多かれ少なかれ両方の性格を併せ持っている。そして、これらの内、ある程度明確な党派性を指摘できるのはレーモン・イブラン同盟のみである。第一章においては、事実経過の整理を行なうに際して「バロン党」という用語を頻用したが、実際にもう一度その叙述を読み返す時、「バロン党」をレーモン・イブランと言い換えても殆ど不都合が生じないことに気が付くであろう。

その場合、トリポリ伯レーモンの政策は、バイイとなることによって、或いは自分の党派を王位につけることによってエルサレム王国の支配に介入して行くことであり、ある場合には自ら王位への期待を抱いていたこともあり得ることは第一章で考察した所である。一方、イブラン家はシビルを巡る紛争にも見られた如く、ついにはイブラン王朝樹立の可能性さえ存在したのであるが、まさにその対立候補たるリュジニャン家と共に新興勢力としての性格を共有していたのであり、彼等は北方の大諸侯でもあるレーモンと結ぶことにより、この時代に王国の中心的なバロンに上昇して行く。

これに対して「宮廷党」なるものは更に実態が曖昧であり、「バロン党」たるレーモン・イブランに一貫して対立していたという意味ではリュジニャン兄弟に集束させることができる。そして、この抗争を軸に、他はその時々々の情況に応じ

て合従連衡してゐたと見えるやうなものである。

- ① *Regesta*, 514, p. 136.
- ② J. L. La Monte, "The Lords of Sidon in the Twelfth and Thirteenth Centuries" (三上 "Sidon" 上巻), *Byzantion*, XVII, 1944-45; do., "The Lords of Caesarea in the Period of the Crusades", *Spectulum*, XXII, 1947.
- ③ La Monte, "Sidon", p. 195.
- ④ *Regesta*, 601, 603, 606, 608, pp. 160, 161.
- ⑤ Rüd. de Collenberg, op. cit..
- ⑥ *Regesta*, 397, 400, 412, 449, 450, 452, 453, 465, 466, 467, 487, 488, 512, 514, 517, pp. 104, 105, 107, 117, 118, 122, 123, 128, 135-137.
- ⑦ *Regesta*, 400, 413, 416, 449, 450, 452, 453, 467, pp. 105, 107, 108, 117, 118, 123.
- ⑧ *Regesta*, 397, 400, 412, 413, 416, 449, 517, pp. 104, 105, 107, 108, 117, 137.
- ⑨ *Regesta*, 400, 412, 487, 517, pp. 105, 107, 128, 137.
- ⑩ *Regesta*, 449, 452, 514, pp. 117, 118, 136.
- ⑪ *Regesta*, 537, 562, 587, 588, 593, 601, 603, 606, 608, 614, 615, pp. 143, 150, 156, 158, 160, 161, 163.
- ⑫ *Regesta*, 562, 577, 579, 593, 614, 618, 624, 625, pp. 150, 154, 158, 163-165.
- ⑬ *Regesta*, 518, 562, 587, 588, 593, 614, 618, 624, 625, pp. 137, 150, 156, 158, 163-165, 上の 562 注 Balianus, Abillinae dominus などイテ各々 領土を別になつたもの。
- ⑭ *Regesta*, 537, 562, 577, 582, 591, 593, 606, 613, 615, 617, 618, pp. 143, 150, 154, 155, 157, 158, 161-164.
- ⑮ *Regesta*, 545, 587, 593, 613, 614, 615, 617, 624, pp. 145, 156, 158, 162, 163, 165.
- ⑯ *Regesta*, 518, 525, 601, 613, 614, 617, 618, 624, 625, pp. 137, 139, 160, 162-165.
- ⑰ *Regesta*, 601, 613, 617, 618, 624, 625, pp. 160, 162-165.
- ⑱ Nicholson, op. cit..
- ⑲ *Regesta*, 579, 587, 588, 608, 614, 624, 625, 644, 653, 654, 657, pp. 154, 156-157, 161, 162-163, 165-166, 170, 173-174, 175.
- ⑳ *Regesta*, 643, 644, 657, pp. 170, 175.
- ㉑ Nicholson, op. cit., pp. 143-145.
- ㉒ *Ibid.*, pp. 99-102.
- ㉓ *Ibid.*, pp. 99-102.
- ㉔ Mayer, op. cit., S. 126.
- ㉕ *Regesta*, 525, p. 139.
- ㉖ *Regesta*, 601, p. 160.
- ㉗ Riley-Smith, *Feudal Nobility*, p. 163, 近々トパーナー等ナンイ
トイフものナリト云フ *Regesta* のイテ諸々のイデナク Riley-Smith
等ナン・エ・カーント等ト云フナン・エ・カーター等ナリト三州府
の政変を云フもの。この等々のイデを説く著者は諸著イテ云フ
Libre de Jean d'Ibelin, CCLXXXIII, *RHC Lois*, I, p. 430; *Libre de Philippe de Naurre*, XCIV, *RHC Lois*, I, p. 569. この等々トパー
ナー等ナンイトイフものナリト云フ La Monte 等諸著イテ云フもの
イデナクイデを説くイデナク。 La Monte, *Feudal Monarchy*, p. 255.
- ㉘ *Regesta*, 653, 654, 655, p. 174.
- ㉙ Morgan, op. cit., passim.
- ㉚ *Ibid.*, p. 136.

結 語

ハッティーンの敗戦後の混乱期を経て、アンリ・ド・シャンパーニュ下に王国が一応の安定を見た時、国王文書の副署人の名前には一定の序列が見られる。即ち、一一九三年までは1 バリアン・ディブラン、2 ルノー・ド・シドン、3 ユーグ・ド・ティベリアドであり、一一九四年一月五日（恐らくこれ以前にバリアンは没したものと思われる）以後は、ほぼユーグ・ド・ティベリアドとルノー・ド・シドンが上位二位を分け合い、それにラウール・ド・ティベリアドが続く。^①ティベリアド兄弟がレーモンの義子であることを思えば、アンリ没後のアモーリー・ド・リュジニャンとラウールの王位争いや一一九八年のアモーリー暗殺未遂事件を巡る紛争は甚だ興味深い。しかしそれは既に本稿の範囲を越えている。ハッティーンの戦いとこの時期との間にはサラディンによる征服と第三回十字軍の到来、そして王国の再建という大問題が介在しているのである。ここでは、アモーリー二世の最初の文書に早くもジャン・ディブランが現われていることに注目するに留めよう。^②リュジニャン家とイブラン家——エルサレム第一王国末期の混乱と王国の滅亡、そしてその再建の過程は、同時にその両家が王国に地位を確立して行く過程でもあった。以後この両家はエルサレム第二王国において二つの柱とも言うべき家系を形成して行くことになるであろう。

① *Regesta*, 707, 709, 710, 713, 716, 717, 720, 721, 722, 724, 727, 735, pp. 189-194, 196.

② *Regesta*, 743, p. 198. 但し、偽文書の疑いがある733を除く。

Awakening of Venetian Political Consciousness in the Sixteenth Century

by

Mitsuaki Nagai

The purpose of this article is to make clear the cause of awakening of Venetian political consciousness in the sixteenth century. After 1515, the Venetian patriciate devoted increasing attention to literary projects intended to restore the damaged prestige of the state by presenting the republic as an ideal political society, a conception which contemporary historians have called the 'Venetian myth'. Gasparo Contarini, the propagator of the 'Venetian myth', seemed exemplary in his combination of the lives of religion, scholarship and service to the state, but this harmony was probably not achieved without an element of personal crisis. Analyzing his personal crisis, this article emphasizes the influence of Pietro Pomponazzi upon the political consciousness of Gasparo Contarini. Finally, the author relates that Contarini's 'De magistratibus et republica Venetorum' is largely a portrait of static perfection and offers a Venetian expression of the conservative idealism of the age.

The Coup d'etat of Guy of Lusignan

by

Syunji Yatsuzuka

The First Kingdom of Jerusalem (1100-1187) had its closing stage filled with the internal dissensions, which led the Kingdom to the disastrous battle of Hattin. Generally these dissensions have been regarded as the strife between the court party and the baronial one, and it has been considered that the former was composed of the adventurous newcomers and the latter the old-established settlers. But examining it in detail, it is obvious that we can't distinguish their factions simply. The proper newcomers were only the Lusignan brothers, while the Ibelins, who are regarded as the chief members of the baronial fac-

tion, had a side of the newly-rising. Allied with the northern noble Raymond III of Tripoli, the Ibelins were rising in this period, finally having the expectation of establishing the Ibelin dynasty through marrying the princess Sibylla. And in order to stop this marriage, there appeared Guy of Lusignan, whose strife with Raymond-Ibelins was the main factor in those dissensions.

The Office of Vizier in the First Half
of the Fātimids in Egypt

by

Takashi Uhara

The Fātimids, after the conquest of Egypt, set up the centralized administrative machinery, and then the office of vizier was founded for attending to political affairs. Afterward this office changed its character, when Badr al-Jamāli took office in the period of the caliph Al-Mustansir. This article aims at elucidating the actual conditions of the office of vizier in the first half of the dynasty. The real power of vizier fluctuated and its position was precarious, so far as we see the changes after its foundation. But throughout the first half it was characterized by the invariable facts; the office was occupied by the professional bureaucracy and its competence was restricted to administrative affairs. And the duties of vizier, as a head of the central government, corresponded to the requirements of the objective circumstances, and so, on the one hand, functioned as "intermediary" between the caliph and his subject, on the other, dealt with the supervision and the direction of the various spheres such as finance, military administration, civil administration, diplomacy, and military activities.